

平成 27 年 9 月 14 日

各 位

愛媛県松山市南江戸四丁目 3 番 37 号
株 式 会 社 レ デ イ 薬 局
代 表 取 締 役 三 橋 信 也
(JASDAQ・コード 3 0 2 7)
問 い 合 せ 先 経 営 企 画 室 長 巽 英 樹
電 話 番 号 0 8 9 - 9 1 7 - 8 0 0 0

株式併合及び定款の一部変更に関する承認決議に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 8 月 17 日付け当社プレスリリース「株式併合、単元未満株式数の定め
の廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ」（以下「平成 27 年 8 月 17 日付け当社プ
レスリリース」といいます。）においてお知らせしましたとおり、株式併合及び定款の一
部変更（単元株式数の定め
の廃止）に関する議案について、本日開催の臨時株主総会（以
下「本臨時株主総会」といいます。）に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承
認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、株式会社東京証券取
引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の有価証券上場規程に定める J A S D A Q
スタンダード市場（以下「J A S D A Q」といいます。）における上場廃止基準に該当す
ることとなりますので、平成 27 年 9 月 14 日から平成 27 年 9 月 30 日までの間、整理銘柄
に指定された後、平成 27 年 10 月 1 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、
当社株式を J A S D A Q において取引することはできませんので、ご注意くださいよう
お願いいたします。

記

1. 第 1 号議案（株式併合の件）

当社は、平成 27 年 8 月 17 日付け当社プレスリリースにてお知らせしましたとおり、
以下の内容の株式併合（以下「本株式併合」といいます。）に関して必要なご承認をい
ただくため、本臨時株主総会を開催いたしました。

①併合比率

当社株式 291, 201 株を 1 株に併合いたします。

②減少する発行済株式総数

10,799,463株

③効力発生前における発行済株式総数

10,799,500株

④効力発生後における発行済株式総数

37株

⑤効力発生日における発行可能株式総数

100株

⑥1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

本株式併合により、株式会社ツルハホールディングス（以下「ツルハHD」といいます。）及び株式会社フジ（以下「フジ」といいます。）以外の株主の皆様が保有する株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

併合の結果生じる1株に満たない端数の処理の方法につきましては、その合計数（会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第235条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を、会社法第235条の規定に従って売却し、その売却により得られた代金を端数が生じた株主の皆様に対して、その端数に応じて交付いたします。かかる売却手続に関し、当社は、会社法第235条第2項が準用する会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、当該端数の合計数に相当する当社株式をツルハHD若しくはフジに売却すること、又は同項及び同条第4項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、当社が買い取ることを予定しております。

この場合の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、株式併合の効力発生日の前日である平成27年10月5日の最終の当社の株主名簿において株主の皆様が保有する普通株式の数に、ツルハHDが、平成27年6月2日から平成27年7月13日までの30営業日を公開買付期間として実施した当社株式に対する公開買付けにおける買付け等の価格と同額である1,000円を乗じた金額に相当する金銭が交付されるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

2. 第2号議案（定款一部変更（単元株式数の定め廃止）の件）

本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は37株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款の一部変更（単元株式数の定め廃止）を行う予定です。変更予定日は、本株式併

合の効力が発生する予定日の平成 27 年 10 月 6 日です。当該変更の内容等は、平成 27 年 8 月 17 日付け当社プレスリリースをご参照ください。

3. 上場廃止の予定について

上記承認可決の結果、当社株式は、東京証券取引所の有価証券上場規程に定める J A S D A Q における上場廃止基準に該当することとなりますので、当社株式は、平成 27 年 9 月 14 日から平成 27 年 9 月 30 日までの間、整理銘柄に指定された後、平成 27 年 10 月 1 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を J A S D A Q において取引することはできませんので、ご注意くださいようお願いいたします。

4. 株式併合の日程

① 取締役会決議日	平成 27 年 8 月 17 日 (月)
② 臨時株主総会開催日	平成 27 年 9 月 14 日 (月)
③ 整理銘柄指定	平成 27 年 9 月 14 日 (月) (予定)
④ 当社株式の売買最終日	平成 27 年 9 月 30 日 (水) (予定)
⑤ 当社株式の上場廃止日	平成 27 年 10 月 1 日 (木) (予定)
⑥ 株式併合の効力発生日	平成 27 年 10 月 6 日 (火) (予定)

以 上